

令和3年度岩手県介護支援専門員実務研修実施要項

1 研修目的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識および技術を習得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

公益財団法人いきいき岩手支援財団（岩手県指定研修実施機関）

3 受講対象者

令和3年度岩手県介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者及び平成18年度以降の岩手県介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者のうち実務研修未修了者とします。

4 研修日程及び内容

(1) 研修期間及び実施場所

研修期間			実施場所
前期	①	令和4年1月12日(水)～14日(金)	岩手県産業会館（産ビル） （盛岡市大通一丁目2番1号）
	②	令和4年1月25日(火)～28日(金)	
実習	実習受入協力事業所による「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」 （3日間程度（18時間以上））		
後期	③	令和4年3月2日(水)～4日(金)	岩手県産業会館（産ビル） （盛岡市大通一丁目2番1号）
	④	令和4年3月15日(火)～17日(木)	

(2) 研修内容

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)第1号の規定により(P.8～)別表のとおり実施するものとし、令和3年度のカリキュラムは、(P.3～4)別紙1-1「令和3年度岩手県介護支援専門員実務研修日程」のとおり88時間とします。

また、実習については、(P.5)別紙1-2「岩手県介護支援専門員実務研修 実習実施要領」のとおりとします。

5 修了評価

介護支援専門員ガイドライン（厚生労働省）に基づく研修記録シートの提出に加え、各科目の到達目標の達成度を確認するため、科目修了時に習熟度チェックを行うものとします。

6 研修修了認定

(1) 研修の全課程を修了した者に修了証明書を交付します。

(2) 欠席した場合及び以下の場合は、修了証明書は交付できません。

ア 遅刻・早退・長時間の離席等がある場合

イ 提出書類に不備・不足がある場合、指定された期日までに提出がない場合

ウ 研修中の留意事項を守らない場合、他受講者の受講の妨げとなる行為等が見られた場合

7 修了証明書の交付

研修の修了を認定された者には、研修最終日に修了証明書を交付します。修了証明書の再発行はいたしませんので、ご自身で大切に保管してください。

なお、申込書類等の記載事項が事実と異なっている等の虚偽・不正があった場合は、修了証明書交付後であっても修了は無効となり、修了証明書を返還してもらうことがあります。

8 受講手続き

「合格通知書」に同封された「受講確認書」及び「個人情報提供に係る同意書」に必要事項を記入し、下記期日までに当財団あて送付してください。

令和3年12月10日（金）必着

9 受講料等

ア 受講料 43,800円（岩手県手数料条例による）

イ 受講料は、指定の振込用紙を研修初日に配布します。前期研修②の前日までに郵便局から振込み、「郵便振替払込受付証明書」を同貼付用紙に貼り付け前期研修②の「出席票兼健康調査票」とともに受付に提出してください。詳細は初日朝のオリエンテーションで説明します。

ウ 一旦納入された受講料は、原則返還いたしません。

エ 研修に使用するテキスト「七訂-第2版-介護支援専門員実務研修テキスト」（上下巻 一般社団法人長寿社会開発センター出版 8,800円（税込））については、各自購入し準備するものとします。

10 個人情報の取り扱いについて

受講申込書類に記載された個人情報につきましては、公益財団法人いきいき岩手支援財団「個人情報保護規程」に基づき適正に管理いたします。

なお、当該研修の修了者の情報につきましては、「岩手県介護支援専門員研修実施要綱」に基づき岩手県知事に提出いたします。

11 申込み及びお問合せ先

〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3階

公益財団法人 いきいき岩手支援財団 公表・研修課

電話：019-629-2300 FAX：019-625-7494

いきいき岩手支援財団ホームページ <http://www.silverz.or.jp/>